

## 東京都地方独立行政法人における次期中期目標期間に向けた取組について

## 1 中期目標期間について

◆ 地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター（平成21年4月1日設立）	
第一期中期目標期間	平成21年度から平成24年度（4年間）
第二期中期目標期間	平成25年度から平成29年度（5年間）
第三期中期目標期間	平成30年度から平成34年度（5年間）

## 2 目標による管理と評価の仕組み

設立団体の東京都は、目標⇒計画⇒評価⇒業務運営に反映というPDCAにより法人を管理

- ① 中期目標期間終了時に、知事が法人の組織・業務全般を検討  
（⇒ 法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方等を検討）
- ② 知事が法人の次期中期目標を策定
- ③ 法人は、中期目標に基づいて中期計画を作成し、知事が認可
- ④ 評価委員会は、各年度及び中期目標期間における法人の業務実績を評価

今回の  
審議事項

## 3 中期目標・計画策定の流れ

